

公益財団法人大分県奨学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大分県奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市府内町3丁目10番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大分県内に住所を有する者の子弟のうち優秀な学生及び生徒で、経済的理由により修学困難な者に対する援護補導を行い、もって社会における有為な人材の育成と教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学資金の貸与
- (2) 奨学資金の貸与を受ける学生及び生徒の補導
- (3) 大分県が実施する高校生等に対する奨学のための給付金支給事業に係る支給事務の受託
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新法人への移行前法人設立当初からの大分県出資金及び各種寄附金等に係る財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 返還金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 新たな寄附金品
- (6) その他の収入(補助金等)

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とに分類する。

- 2 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会において定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産(基本財産からの運用益等を含む。)とする。
- 4 前項の財産を決定する場合において、寄附者の指定がある寄附金については、その指定

に従うものとする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって理事長が管理するものとし、その方法は理事会及び評議員会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(基本財産の処分等の禁止)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会及び評議員会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(費用の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、大分県からの借入金及び運用財産で支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとするほか、毎事業年度の開始の日の前日までに大分県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、前記の書類と併せて一般の閲覧に供するほか、以上の各書類を毎事業年度の終了後3か月以内に大分県知事に提出しなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める財務規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員9名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊な関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 一般的事項

- ① 評議員、理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- ② 評議員、理事及び監事の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- ③ 定款の変更
- ④ 諸規程の制定及び改廃
- ⑤ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑥ 残余財産の処分

- (2) 事業計画及び予算の承認
 - ① 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (3) 事業報告及び決算の承認
 - ① 事業報告書
 - ② 貸借対照表
 - ③ 正味財産増減計算書
 - ④ 財産目録
 - ⑤ キャッシュ・フロー計算書
- (4) その他事項
 - ① 新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要と考えられる事項
 - ② 理事長において必要と認めた事項
 - ③ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後、5月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始日の前日までに開催するほか、必要に応じて開催する。
- 4 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として採決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 長期借入金（県からの借入金を除く。）
- (6) その他法令で定められた事項

- 4 評議員、理事、監事又は会計監査人を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事、監事又は会計監査人の候補者の合計数が第15条及び第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候

補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から代表2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事及び1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を1名置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 理事又は監事及び会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務については、理事会が別に定める職務権限規則による。

7 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法によって表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

6 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わる事のできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

3 会計監査人が次の一に該当したときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

4 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び

解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(顧問)

第33条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、理事長の相談に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した副理事長又は専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した副理事長又は専務理事が議長を務める。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として採決に加わることはできない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 奨学生選考委員会

(奨学生選考委員会)

第42条 この法人に、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するために奨学生選考委員会を置く。

(委員)

第43条 奨学生選考委員会は、10名以上15名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が3名を超えて含まれることにはならない。
- 4 委員のうちには、委員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、委員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 5 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。
- 6 委員は、第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(運営)

第44条 奨学生選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第16条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、大分県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項に規定する変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を大分県知事に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する

場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法40条1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

（設置等）

第49条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

（備え付け帳簿及び書類）

第50条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関（理事会、評議員会及び奨学生選考委員会）の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) キャッシュ・フロー計算書

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

（委任）

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事は、萱島進、野中信孝、足立一馬、小野二生、小山康直、三浦啓亨、下村智、阿部恒之、佐藤達雄とし、最初の代表理事は萱島進とし、最初の副理事長は野中信孝とし、最初の専務理事は阿部恒之とし、最初の常務理事は佐藤達雄とする。
- 4 この法人の最初の監事は、福田安孝、後藤賢治とする。
- 5 この法人の最初の会計監査人は、大石聡とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

二日市具正	林 浩昭	照山 龍治	永松 悟	堤 隆
河野 成司	首藤 隆憲	牧 久	三代 文夫	衛藤 正利
藤田 茂利	河野恵美子	後藤 泰範	幸重 綱二	清水 博人

附 則

- 1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成26年5月29日から施行し、平成26年5月29日以降に選任された者から適用する。